令和8年度

介護保険施設等集団指導

－通所系－



令和8年度

介護保険施設等集団指導

－通所系－

本動画の指導対象サービス

①通所介護
②通所リハビリテーション



1　運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について①

Point

高齢者虐待が発生していない場合においても、
虐待の発生又はその再発を防止するための**全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）**を講じてください。

以下の措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の1%の減算となります。

- **虐待防止検討委員会**の定期的な開催。
- **虐待防止のための指針**の整備。
- 虐待防止のための**研修の定期実施（年１回以上）**
- 虐待防止を適正に実施するための**担当者の設置**

1　運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について②

Point

虐待の防止のための指針には、次の項目をすべて盛り込んでください。

① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
② 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
⑥ **成年後見制度の利用支援に関する事項**
⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
⑧ **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（⑥記載例）
利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。　など

1　運営基準に係る留意事項について

(2)衛生管理について

Point

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、
おおむね**６月に１回以上開催するとともに、**
その結果について従業者に周知徹底を図ってください。

・おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。

・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

1　運営基準に係る留意事項について

(3)事故報告について

Point

事業所内で発生した利用者が受診を要した事故について、
県通知（※）に基づき、**市町村に適切に報告してください。**

県通知…令和３年４月12日付け高齢第66号「高齢者施設等における事故報告の取扱いについて」

①**死亡**に至った事故

②**医療機関**（施設の勤務医、配置医を含む）**への受診**を要した事故

※施設・事業所職員及び第三者の負傷・死亡についても対象とすること

③その他**利用者に影響がある**と考えられる場合の事故

（誤薬・与薬もれ、盗難、傷害事件、行方不明、個人情報の紛失等）

※報告を要する目安：入所者の家族に説明を要するような事案

1　運営基準に係る留意事項について

(4)非常災害対策について①

Point

「事象別の非常災害対策に関する具体的計画（災害時対応マニュアル）」
において、「**避難場所**」、「**避難経路**」及び
「**自力で避難できない利用者等の避難方法**」を定めてください。

①避難場所

事業所**内**・事業所**外**
それぞれの
避難場所の設定を！

②避難経路

所定の避難場所まで
複数の**避難経路**
を想定

③自力で避難できない利用者等の避難方法

利用者等一人ひとりについて「**誰を・どのように**」避難させるのか

車いす？
徒歩？

自走可能？
要介助？

1　運営基準に係る留意事項について

(4)非常災害対策について②

自力で避難できない利用者等の避難方法－災害時対応マニュアル記載例－

- 事業所内での移動は、利用者の状況に合わせて次の方法とする。
  ①徒歩　②車いす　③ストレッチャー
- 事業所外への避難は自動車○台で実施するが、道路寸断、車両損壊等により自動車が使用できない場合は、徒歩で実施する。自立歩行が困難な利用者については、車いす及びストレッチャーを使用して避難する。

利用者一人ひとりについての避難方法の具体例

- 利用者ごとの個別の避難方法について記載した一覧表をマニュアルにファイリング、事務室等に掲示しておく。
- 送迎の配車を表示するホワイトボード等に、マグネット等で色別に表示しておく
  （赤＝要介助、黄色＝介添え、青色＝自力など）



1　運営基準に係る留意事項について

(4)非常災害対策について③

Point

収容人数30名以上の、防火管理者を設置する必要がある事業所では、
年２回以上の消火訓練及び避難訓練が必要です。

基準省令第103条１項

　指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

消防法施行規則第３条10項

　１０　令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、**（六）項、**（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の**消火訓練**及び**避難訓練**を
年二回以上実施しなければならない。

1　運営基準に係る留意事項について

(5)重要事項説明書について(対象:通所介護)

Point

重要事項説明書には、「**第三者評価の実施状況**」を記載してください。

第三者による評価を実施していない場合においても、「提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。」などと記載するか、「第三者評価の実施状況」の項目を作り「なし」に〇をつけるなどしてください。

重要事項説明書記入例

第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　　2なし
	2　なし		

1　運営基準に係る留意事項について

(6)重要事項のウェブサイト掲載について①

Point

事業所の**ウェブサイト**、または介護サービス情報の公表の
「事業所の特色」ページにおいて、**重要事項を公表**してください。

- 令和７年４月１日より掲載が義務化。
- **重要事項**＝運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（*1)等の利用者のサービスの選択に資すると認められる事項
- 自社のウェブサイトを所持していない事業所は、介護サービス情報の公表を活用する等して掲載してください。
- なお、前年度介護報酬額が100万円以下（＝介護サービス情報の公表義務対象外の事業所）は、掲載が望ましい、とされています。

(*1)第三者評価の実施状況は、通所介護のみ掲載が必要な項目です。

1　運営基準に係る留意事項について

(6)重要事項のウェブサイト掲載について②

介護サービス情報の公表システムにログイン

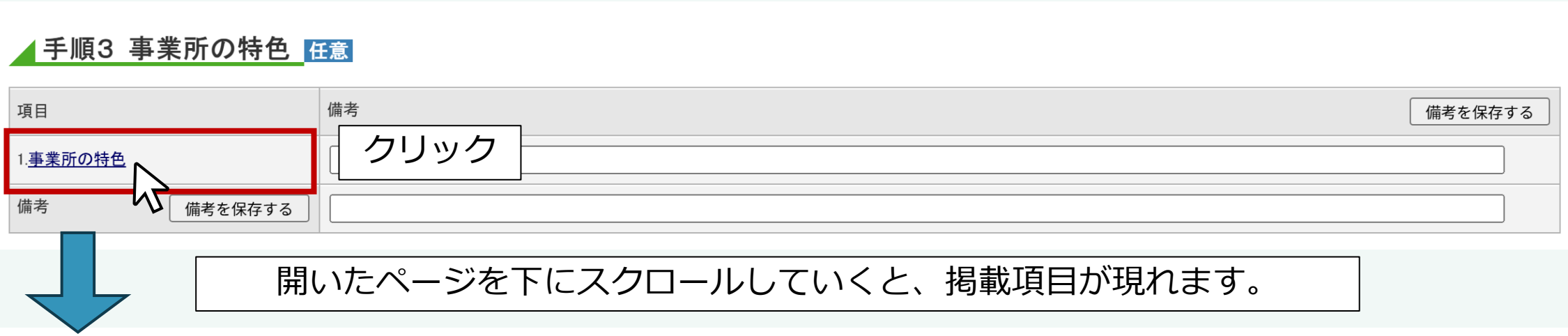

開いたページを下にスクロールしていくと、掲載項目が現れます。



1　運営基準に係る留意事項について

(7)勤務管理について

Point

原則として、**事業所ごと**に、**毎月の勤務表を作成**し、
業務体制について明確にしてください。

・従業者の兼務実態が明確になるよう、担当職種ごとに勤務時間を明記。

・併設の事業所と兼務している従業者について、勤務実態が明確になるよう、施設・事業所ごとに勤務時間を明記。

日々の勤務時間



常勤・非常勤の別



職員配置・兼務状況



1　運営基準に係る留意事項について

(8)認知症介護基礎研修について①

Point

介護に直接携わる職員のうち、**医療・介護等の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させてください。**

認知症介護基礎研修の義務付けが免除される資格等

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、 栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

※その他免除資格等：柔道整復師、歯科衛生士、助産師、義肢装具士

1　運営基準に係る留意事項について

(8)認知症介護基礎研修について②

Point

介護に直接携わる職員のうち、**医療・介護等の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させてください。**

- 認知症サポーター養成講座の修了者、臨床工学技士、生活援助サービス従事者研修修了者は義務付けの対象ですので、受講が必要です。
- 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格を有していない者については、卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として、義務付けの対象外とします。また、福祉系高校の卒業者については、認知症にかかる教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が証明できれば義務付けの対象外となります。
- 外国人介護職員については、EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務付けの対象となります。

２　介護報酬に係る留意事項について

(1)送迎を行わない場合の減算

Point

送迎を行わない場合の減算を行った利用者について、
通所介護計画や通所リハビリテーション計画に
送迎が往復か片道か位置付けをしてください。

・利用者が自ら事業所に通う場合や、利用者の家族等が事業所への送迎を行う場合など、事業所の従業者が送迎を行わない場合は、減算となります。

（想定される例）
・事業所の送迎を待たず、家族の出勤にあわせて家族の車で送迎する場合
・毎週○曜日は、午後クリニックを受診するので、家族が送迎する場合

2　介護報酬に係る留意事項について

(2)口腔機能向上加算

Point

口腔機能改善管理指導計画について、
利用者又はその家族に説明し同意を得た記録を残してください。

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した**口腔機能改善管理指導計画を作成**

作成した口腔機能改善管理指導計画は、口腔機能向上サービスの対象となる**利用者又はその家族に説明し、同意を得る**

2　介護報酬に係る留意事項について

（3）個別機能訓練加算（対象：通所介護）

Point

個別機能訓練加算を算定するにあたっては、**個別機能訓練を実施**した上で、
記録に訓練実施時間及び個別機能訓練実施者も記載してください。

個別機能訓練に関する記録
- 個別機能訓練の目標
- 目標をふまえた訓練項目
- 訓練実施時間
- 個別機能訓練実施者等

※記録は利用者ごとに保管し、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。

集団指導（通所系）は以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

